

鹿児島県新型コロナウイルス感染症施設整備等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるに当たり医療機関の施設整備等に係る支援を行うため、予算の定めるところにより、第2条に定める要件に該当する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱、令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱及び鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 この補助金の交付を受けて補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は別表のとおりとする。

(補助対象経費及び補助金の交付額)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助額等は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の交付額は、対象経費ごとに、支出額と基準額単価に実数を乗じて算出した額（補助上限額）とを比較していずれか少ない額の合計額から寄付金その他の収入額を控除した額とする。ただし、算出した補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

- 2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書（別記第2号様式）
- (2) 事業計画書兼補助金所要額調書（別記第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

- 3 補助金等交付申請書の提出期限は、知事の指定する日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるところとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業を行うために工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方である事業者等は、当該工事を一括して第三者に請け負わせることはできない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書（別記第4号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。
また、知事は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全額又は一部を県に納付させることがある。

（決定の通知）

第6条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助金額の増額
 - (2) 補助事業の内容の著しい変更
- 2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第6号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。
- (1) 変更後の収支予算書
 - (2) 変更後の事業計画書兼補助金所要額調書
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第7号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日までとする。

（状況報告等）

第9条 規則第11条第1項の規定による状況報告等は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（別記第9号様式）による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと認めるときは、その理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出して、その指示を求めなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第10号様式によるものとする。

- 2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 収支決算書（別記様式第11号）
 - (2) 事業実績書兼補助金精算額調書（別記第12号様式）

(3) その他知事が必要と認める書類

- 3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日以内（規則第11条第2項の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して30日以内）又は当該年度の3月末日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第13号様式）により行うものとする。

(補助金の交付の決定及び確定の通知)

第12条 知事は、別に定める医療機関から、規則第3条の規定による補助金等交付申請書を受理したときは、第4条及び前条の規定によらず、規則第4条及び第14条の規定に基づき補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、通知は、補助金交付決定及び確定通知書（別記第14号様式）により行うものとする。

- 2 第4条の規定は、前項の補助金等交付申請書について準用する。この場合において、同条第2項第1号中、「収支予算書（別記第2号様式）」とあるのは、「収支決算書（別記様式第11号）」、「事業計画書兼補助金所要額調書（別記第3号様式）」とあるのは、「事業実績書兼補助金精算額調書（別記第12号様式）」と読み替えるものとする。

(補助金の交付)

第13条 この補助金は、精算払により交付することができる。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付することができる。

- 2 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第15号様式のとおりとする。
3 規則第16条第3項の概算払申請書は、別記第16号様式のとおりとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。ただし、第2条及び第3条第1項に定める別表1は令和5年5月7日まで適用し、同条に定める別表2は令和5年5月8日から適用する。

この要綱は、令和5年11月8日から施行し、令和5年10月1日から適用する。改正後の規定は、適用日以後の補助対象期間に係る補助金について適用し、適用日前の補助対象期間に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第2条，第3条関係）

県事業名	鹿児島県新型インフルエンザ等患者入院医療機関設備整備事業
国事業名	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業(旧新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業)
事業目的	新型インフルエンザ等患者の入院医療を提供する医療機関が，新型インフルエンザ等の入院患者に対して迅速で適切な医療を提供する医療体制の強化を図る。
補助事業者	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があり，G-MIS上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関等（以下「新型コロナ患者入院受入医療機関等」という。）
対象経費 基準額	<p>新型コロナ患者入院受入医療機関等の設備整備を支援する。</p> <p>令和2年度，令和3年度，令和4年度，令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は対象経費のうち，病棟単位（区画単位含む）による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要な設備及び「个人防护具（マスク，ゴーグル，ガウン，グローブ，キャップ，フェイスシールド）」以外は対象外とする。</p> <p>「个人防护具（マスク，ゴーグル，ガウン，グローブ，キャップ，フェイスシールド）」の補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）で規定する「対象期間」に限るものとする。</p> <p>(1) 新設，増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品（消耗品）及び備品 購入費 1床当たり 133,000円上限</p> <p>(2) 人工呼吸器及び付帯する備品 1台当たり 5,000,000円上限</p> <p>(3) 个人防护具（マスク，ゴーグル，ガウン，グローブ，キャップ，フェイスシールド） 1人当たり 3,600円上限</p> <p>(4) 簡易陰圧装置 1床当たり 4,320,000円上限</p> <p>(5) 簡易ベッド 1台当たり 51,400円上限</p> <p>(6) 体外式膜型人工肺（新型コロナウイルス感染症患者に対し使用する場合には限る） 1台当たり 21,000,000円上限</p> <p>(7) 簡易病室（テントやプレハブなど簡易な構造をもち，緊急的かつ一時的に設置するものであって，新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室）及び付帯する備品 実費相当額</p> <p>(8) HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。） 1施設当たり 905,000円上限</p> <p>(9) HEPAフィルター付きパーテーション 1台当たり 205,000円上限</p>
補助率	10/10

県事業名	鹿児島県感染症外来協力医療機関整備事業
国事業名	外来対応医療機関設備整備事業（旧帰国者・接触者外来等設備整備事業） 外来対応医療機関確保事業
事業目的	感染症患者の外来医療を提供する医療機関が、新型インフルエンザ等感染症患者の外来患者に対して迅速で適切な医療を提供する医療体制の強化を図る。
補助事業者	県に外来対応医療機関(※)として登録している医療機関 ※ 「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）に基づき設置された帰国者・接触者外来、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づく外来対応医療機関
対象経費 基準額	<p>外来対応医療機関の設備整備を支援する。ただし、(1)から(5)の経費にあつては、新型コロナウイルス感染症患者や同感染症の疑い例を診療した実績がある外来対応医療機関に限る。</p> <p>令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は対象経費のうち「个人防护具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）」以外は対象外とする。</p> <p>「个人防护具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）」の補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）で規定する「対象期間」に限るものとする。</p> <p>なお、令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関（診療・検査医療機関）の対応を行い、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関にあつては、新設に伴い必要となる初度設備等の整備を支援するため、(6)の経費を対象とする。</p> <p>(1) H E P Aフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1施設当たり 905,000円上限</p> <p>(2) H E P Aフィルター付パーテーション 1台当たり 205,000円上限</p> <p>(3) 个人防护具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド） 1人当たり 3,600円上限</p> <p>(4) 簡易ベッド 1台当たり 51,400円上限</p> <p>(5) 簡易診療室（テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであつて、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室）及び付帯する備品 実費相当額</p> <p>(6) 患者案内のための看板の設置料、ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費、換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費、医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費、非接触サーモグラフィカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費 1施設当たり 500,000円上限</p>
補助率	10/10

県事業名	新型コロナウイルス感染症に関する救急医療等体制確保事業
国事業名	新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業
事業目的	発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」という。）が、感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を行う。
補助事業者	<p>次の条件を満たす者のうち、知事が適当と認める者</p> <p>(1) 疑い患者を診療した実績がある救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関（救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院等）</p> <p>(2) 次に掲げる事項について予め了承しているもの。 救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合、当該患者の受入れ（本事業を実施する医療機関は、救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れること。ただし、受入れ患者の入院加療が必要と判断された場合、受入れ医療機関の空床状況等から、必ずしも当該医療機関への入院を求めるものではなく、他院への転院搬送を行っても構わない。）</p>
対象経費基準額	<p>院内感染を防止するために必要な設備整備等で救急・周産期・小児医療において疑い患者を受け入れるために要するものに限る。</p> <p>令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は対象経費のうち、「個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）」以外は対象外とする。</p> <p>「個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）」の補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）で規定する「対象期間」に限るものとする。</p> <p>(1) 新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品（消耗品）及び備品購入費 1床当たり 133,000円上限</p> <p>(2) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド） 1人当たり 3,600円上限</p> <p>(3) 簡易陰圧装置 1床当たり 4,320,000円上限</p> <p>(4) 簡易ベッド 1台当たり 51,400円上限</p> <p>(5) 簡易診療室（テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室）及び付帯する備品 実費相当額</p> <p>(6) H E P Aフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1施設当たり 905,000円上限</p> <p>(7) H E P Aフィルター付パーテーション 1台当たり 205,000円上限</p> <p>(8) 救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品 1施設当たり 300,000円上限</p> <p>(9) 周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、疑い患者に使用する保育器 1台当たり 1,500,000円上限</p>
補助率	10/10

別記
第1号様式（第4条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度新型コロナウイルス感染症施設整備等補助金（ 事業分）交付申請書

年度において 事業を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び鹿児島県新型コロナウイルス感染症施設整備等補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 収支予算書（別記第2号様式）
- (2) 事業計画書兼補助金所要額調書（別記第3号様式）
- (3) その他参考となる書類

第2号様式（第4条関係）

申請者
住所
氏名

収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

費目	予算額	備考
県補助額		
自己負担額		
計		

2 支出の部

（単位：円）

区分	予算額	備考
設備整備等		
計		

事業計画書兼補助金所要額調書（ 事業）

申請者
住所
氏名

1 事業期間
年 月 日～ 年 月 日

2 事業内容

3 設備整備内訳

内容	数	所要額 (円)	補助上限額 (円)	補助基準額 (円)
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
所要額合計		0	【A】 補助基準額合計	0
			【B】 寄付金その他の収入額(円)	0
			【C = A - B】 補助金予定額(円)	0

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付確定通知のあった 年度新型コロナウイルス感染症施設整備等補助金（ 事業分）について、鹿児島県新型コロナウイルス感染症施設整備等補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 鹿児島県補助金交付規則第14条に基づく額の確定額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除額
金 円
- 3 関係書類
参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）

様

鹿児島県知事

年度新型コロナウイルス感染症施設整備等補助金（ 事業分）交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度新型コロナウイルス感染症施設整備等補助金（ 事業分）については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付の条件

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度新型コロナウイルス感染症施設整備等補助金（ 事業分）変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 事業を下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助金等交付規則第7条及び鹿児島県新型コロナウイルス感染症施設整備等補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更申請額 金 円（うち前回までの申請額 金 円）

2 関係書類

- (1) 変更後の収支予算書
- (2) 変更後の事業計画書兼補助金所要額調書
- (3) その他参考となる書類

第7号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿児島県知事

年度新型コロナウイルス感染症施設整備等補助金（ 事業分）変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請のあった 事業の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認します。

様

鹿児島県知事

年度新型コロナウイルス感染症施設整備等補助金（ 事業分）変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった 年度新型コロナウイルス感染症施設整備等補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認し、下記のとおり変更決定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付の条件

第9号様式（第9条関係）

年 月 日

鹿児島県知事

殿

申請者 住所
氏名

年度新型コロナウイルス感染症施設整備等補助金（ 事業分）中止（廃止）
承認申請書

事業を下記のとおり中止（廃止）したいので，承認されたく，鹿児島県補助金等交付規則第11条及び鹿児島県新型コロナウイルス感染症施設整備等補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

- 1 整備内容
- 2 施工箇所
- 3 中止（廃止）の理由
- 4 中止（廃止）後の措置
- 5 添付書類

第10号様式（第10条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度新型コロナウイルス感染症施設整備等補助金（ 事業分）実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき 事業を実施したので、
鹿児島県補助金等交付規則第13条及び鹿児島県新型コロナウイルス感染症施設整備等補助金交付
要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) 収支決算書（別記第11号様式）
- (2) 事業実績書兼補助金精算額調書（別記第12号様式）
- (3) その他参考となる書類

第11号様式（第10条関係）

申請者
住所
氏名

収支決算書

1 収入の部

（単位：円）

費目	予算額	決算額	備考
県補助額			
自己負担額			
計			

2 支出の部

（単位：円）

区分	予算額	決算額	備考
設備整備等			
計			

事業実績書兼補助金所要額調書（ 事業）

申請者 住所
氏名

1 事業期間
年 月 日～ 年 月 日

2 事業内容

3 設備整備内訳

内容	数	所要額 (円)	補助上限額 (円)	補助基準額 (円)
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
所要額合計		0	【A】 補助基準額合計	0
			【B】 寄付金その他の収入額(円)	
			【C = A - B】 補助金予定額(円)	0

第 号
年 月 日

様

鹿児島県知事

年度新型コロナウイルス感染症施設整備等補助金（ 事業分）交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度新型コロナウイルス感染症施設整備等補助金（ 事業分）については、鹿児島県補助金等交付規則第14条の規定により下記のとおり確定しましたので通知します。

記

1 交付確定額 金 円

第 号
年 月 日

様

鹿児島県知事

年度新型コロナウイルス感染症施設整備等補助金（ 事業分）交付決定及び
交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度新型コロナウイルス感染症施設整備等補助金
（ 事業分）については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により下記のとおり交付す
ることに決定し、同規則第14条の規定により交付額は交付決定額と同額に確定したので通知しま
す。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 3 | 交付の条件 | | |

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度新型コロナウイルス感染症施設整備等補助金（ 事業分）交付請求書

年 月 日付け 第 号の交付決定（確定）通知に基づく 年度新型コロナウイルス感染症施設整備等補助金（ 事業分）を交付くださるよう鹿児島県補助金等交付規則第16条の規定により，下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

交付決定（確定）額	円
前回までの交付額	円
今回請求額	円
未請求額	円

預金口座番号 銀行 店
当座 預金 番
普通
フリガナ
口座名義

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度新型コロナウイルス感染症施設整備等補助金（ 事業分）概算払申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度新型コロナウイルス感染症施設整備等補助金について，鹿児島県補助金等交付規則第16条及び鹿児島県新型コロナウイルス感染症施設整備等補助金交付要綱第13条の規定により，下記のとおり概算払くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 今回申請額 金 円

事業費	円
補助金額	円
概算払受領済額	円
今回申請額	円
残額	円

2 概算払を必要とする理由